

県南広域振興局長告示第161号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定した。

平成27年10月23日

県南広域振興局長 堀 江 淳

1（1） 名称 西和賀町志賀来休猟区

（2） 区域 和賀郡西和賀町地内の主要地方道盛岡横手線と町道内の沢線との交点を起点とし、起点から主要地方道盛岡横手線を北に進み町道長瀬野線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道左内線との交点に至り、同点から同町道を南東へ進み林道左内線との交点に至り、同点から同林道を南に進みアオシン沢左岸との交点に至り、同点から同沢左岸を南へ進み旧湯田町と旧沢内村との境界との交点に至り、同点から同境界を南へ進み林道中の沢線との交点に至り、同点から同林道を西に進み町道志賀来線との交点に至り、同点から同町道を西へ進み町道東側幹線との交点に至り、同点から同町道を南へ進み町道内の沢線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み主要地方道盛岡横手線との交点に至り、同点から同主要地方道を北へ進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3） 存続期間 平成27年11月1日から平成29年10月31日まで

2（1） 名称 西和賀町下前休猟区

（2） 区域 和賀郡西和賀町地内の旧湯田町と旧沢内村の境界と主要地方道盛岡横手線との交点を起点とし、起点から主要地方道盛岡横手線を南に進み町道湯本湯田線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道湯田下左草線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道下前小繋沢線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み広域基幹林道萱峠線との交点に至り、同点から同広域基幹林道を西に進み岩手県と秋田県の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み更に北東に進み旧湯田町と旧沢内村の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3） 存続期間 平成27年11月1日から平成29年10月31日まで